

「会計参与の行動指針」の改正 新旧対照表

平成 28 年 2 月 29 日

会計参与の行動指針（平成 26 年 3 月 24 日改正）を次のように改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>会計参与の行動指針</b></p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 改正 平成 22 年 7 月 7 日 改正 平成 23 年 10 月 14 日 改正 平成 26 年 3 月 24 日 <u>最終改正 平成 28 年 2 月 29 日</u> 日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p style="text-align: center;"><b>会計参与の行動指針</b></p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 改正 平成 22 年 7 月 7 日 改正 平成 23 年 10 月 14 日 最終改正 平成 26 年 3 月 24 日  日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p style="text-align: center;">— 目 次 —  (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">— 目 次 —  (省 略)</p>
<p><b>I はじめに</b> 会計参与制度は、「会社法」（平成 17 年 6 月 29 日成立、同年 7 月 26 日に公布）において創設された制度である。 会計参与は、主として中小企業の計算関係書類（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 11 号に規定するものをいう。）の記載の正確さに対する信頼を高めるため、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）が、取締役（以下、「<u>取締役</u>」と記載している箇所は、<u>それぞれ関連する会社法の規定に応じて、適宜読み替えることとする。</u>）と共同して計算関係書類を作成し、当該計算関係書類を会社とは別に備置き・開示する職務等を担うものである。 ここに会計参与の資格者が所属する日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が共同して、会計参与の実務の参考に資するため行動指針を取りまとめた。</p>	<p><b>I はじめに</b> 会計参与制度は、「会社法」（平成 17 年 6 月 29 日成立、同年 7 月 26 日に公布）において創設された制度である。 会計参与は、主として中小企業の計算関係書類（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 11 号に規定するものをいう。）の記載の正確さに対する信頼を高めるため、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）が、取締役（以下、「<u>委員会設置会社にあるのは執行役</u>とする。」）と共同して計算関係書類を作成し、当該計算関係書類を会社とは別に備置き・開示する職務等を担うものである。 ここに会計参与の資格者が所属する日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が共同して、会計参与の実務の参考に資するため行動指針を取りまとめた。</p>
<p><b>II 会計参与制度の概要</b></p> <p>1. 会計参与の資格、職務及び権限  (省 略)</p>	<p><b>II 会計参与制度の概要</b></p> <p>1. 会計参与の資格、職務及び権限  (省 略)</p>

新	旧
<p>(2) 職務</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>④ 職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実があることを発見したときの、以下に対する報告義務（会社法第 375 条）</p> <p>ア イ以下に該当しない会社にあつては、株主</p> <p>イ 監査役設置会社にあつては、監査役</p> <p>ウ 監査役会設置会社にあつては、監査役会</p> <p><u>エ 監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会</u></p> <p><u>オ 指名委員会等設置会社にあつては、監査委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(2) 職務</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>④ 職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実があることを発見したときの、以下に対する報告義務（会社法第 375 条）</p> <p>ア イ以下に該当しない会社にあつては、株主</p> <p>イ 監査役設置会社にあつては、監査役</p> <p>ウ 監査役会設置会社にあつては、監査役会</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p><u>エ</u> 委員会設置会社にあつては、監査委員会</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>2. 会計参与の責任</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>2. 会計参与の責任</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>(2) 会社に対する責任の免除並びに一部免除</p> <p>② 会計参与は、以下に該当する場合で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会計参与が会社から受ける報酬等の 2 年分（最低責任限度額）を超える部分を最大としてその責任が免除される。なお、以下のイ・ウは会計参与の会社に対する責任を一部免除できる旨又は責任限定契約を締結できる旨を定款に定めてあることが前提となる。</p> <p>ア 株主総会の特別決議により会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法第 425 条第 1 項）。</p> <p>イ 取締役が 2 人以上の会社において定款の定めに基づいて、監査役設置会社、<u>監査等委員会設置会社</u>又は<u>指名委員会等設置会社</u>が、取締役の過半数の同意又は取締役会の決議により、会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法第 426 条第 1 項）。</p> <p>ウ 定款の定めに基づいて、会社と会計参与が定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を責任の限度とする旨の契約を締結した場合（会社法第 427 条第 1 項）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(2) 会社に対する責任の免除並びに一部免除</p> <p>② 会計参与は、以下に該当する場合で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会計参与が会社から受ける報酬等の 2 年分（最低責任限度額）を超える部分を最大としてその責任が免除される。なお、以下のイ・ウは会計参与の会社に対する責任を一部免除できる旨又は責任限定契約を締結できる旨を定款に定めてあることが前提となる。</p> <p>ア 株主総会の特別決議により会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法第 425 条第 1 項）。</p> <p>イ 取締役が 2 人以上の会社において定款の定めに基づいて、監査役設置会社又は委員会設置会社が、取締役の過半数の同意又は取締役会の決議により、会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法第 426 条第 1 項）。</p> <p>ウ 定款の定めに基づいて、会社と会計参与が定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を責任の限度とする旨の契約を締結した場合（会社法第 427 条第 1 項）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>(5) 刑事上の責任</p> <p>会計参与に限定された罰則ではないが、懲役又は罰金についての規定が次のとおり定められている。</p> <p>① 特別背任罪（会社法第960条）</p> <p>② 会社財産を危うくする罪（会社法第963条）</p> <p>③ 虚偽文書行使等の罪（会社法第964条）</p> <p>④ 預合いの罪（会社法第965条）</p>	<p>(5) 刑事上の責任</p> <p>会計参与に限定された罰則ではないが、懲役又は罰金についての規定が次のとおり定められている。</p> <p>① 特別背任罪（会社法第 960 条）</p> <p>② 会社財産を危うくする罪（会社法第963条）</p> <p>③ 虚偽文書行使等の罪（会社法第964条）</p> <p>④ 預合いの罪（会社法第965条）</p>

新	旧
<p>⑤ 贈収賄罪（会社法第 967 条）</p> <p>⑥ 株主の権利の行使に関する利益供与の罪（会社法第 970 条）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>⑤ <u>取締役等の</u>贈収賄罪（会社法第 967 条）</p> <p>⑥ 株主の権利の行使に関する利益供与の罪（会社法第 970 条）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>Ⅲ 会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>Ⅲ 会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>2. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（一般事項）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(7) 会計参与が、取締役と共同して計算関係書類を作成する過程において、会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、会社の株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役会設置会社にあつては監査役会、<u>監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等</u>設置会社にあつては監査委員会）に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>2. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（一般事項）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(7) 会計参与が、取締役と共同して計算関係書類を作成する過程において、会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、会社の株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会）に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>3. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（個別事項）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(2) 資産については、重要な資産が実在しているか、回収可能性があるかなどを取締役等に質問し期末残高の評価手続の妥当性を確かめる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>⑦ 固定資産</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>ウ 減価償却計算に関する基礎資料を閲覧し、償却が継続して規則的に実施されていることを確かめる。</p> <p>なお、会計参与制度導入初年度において償却不足がある場合には、<u>過年度の償却不足額への対応</u>が行われており固定資産の総勘定元帳残高に反映されていることを確かめる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>3. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（個別事項）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(2) 資産については、重要な資産が実在しているか、回収可能性があるかなどを取締役等に質問し期末残高の評価手続の妥当性を確かめる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>⑦ 固定資産</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>ウ 減価償却計算に関する基礎資料を閲覧し、償却が継続して規則的に実施されていることを確かめる。</p> <p>なお、会計参与制度導入初年度において償却不足がある場合には、<u>過年度償却が行われており</u>固定資産の総勘定元帳残高に反映されていることを確かめる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧
<p>⑨ 繰延税金資産・繰延税金負債</p> <p>ア 一時差異について取締役等に質問し、<u>繰延税金資産又は繰延税金負債の計上</u>の必要性を確かめる。繰延税金資産に<u>ついて</u>は、その回収可能性の判断基準を質問し、その妥当性を確かめる。</p> <p>(省 略)</p> <p>4. 会計参与報告作成に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) 記載項目は以下のように定められている（会社法施行規則第 102 条第 1 号から第 8 号まで）。</p> <p>(省 略)</p> <p>③ <u>会計方針</u>に関する次の事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>ア 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>イ 固定資産の減価償却の方法</p> <p>ウ 引当金の計上基準</p> <p>エ 収益及び費用の計上基準</p> <p>オ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(省 略)</p> <p>⑤ ④に記載の資料について</p> <p>⑥ 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に<u>保存</u>されていなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(省 略)</p> <p>5. 備置き、開示に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) 計算関係書類及び会計参与報告の備置き</p> <p>(省 略)</p>	<p>⑨ 繰延税金資産・繰延税金負債</p> <p>ア 一時差異について取締役等に質問し、<u>税効果の認識</u>の必要性を確かめる。繰延税金資産に<u>該当する税効果が存在する場合には</u>、その回収可能性の判断基準を質問し、その妥当性を確かめる。</p> <p>(省 略)</p> <p>4. 会計参与報告作成に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) 記載項目は以下のように定められている（会社法施行規則第 102 条第 1 号から第 8 号まで）。</p> <p>(省 略)</p> <p>③ <u>計算関係書類の作成</u>に関する次の事項（重要性の乏しいものを除く）</p> <p>ア 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>イ 固定資産の減価償却の方法</p> <p>ウ 引当金の計上基準</p> <p>エ 収益及び費用の計上基準</p> <p>オ その他<u>の</u>計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(省 略)</p> <p>⑤ ④記載の資料について</p> <p>⑥ 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は<u>保存が適切に</u>されていなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(省 略)</p> <p>5. 備置き、開示に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) 計算関係書類及び会計参与報告の備置き</p> <p>(省 略)</p>

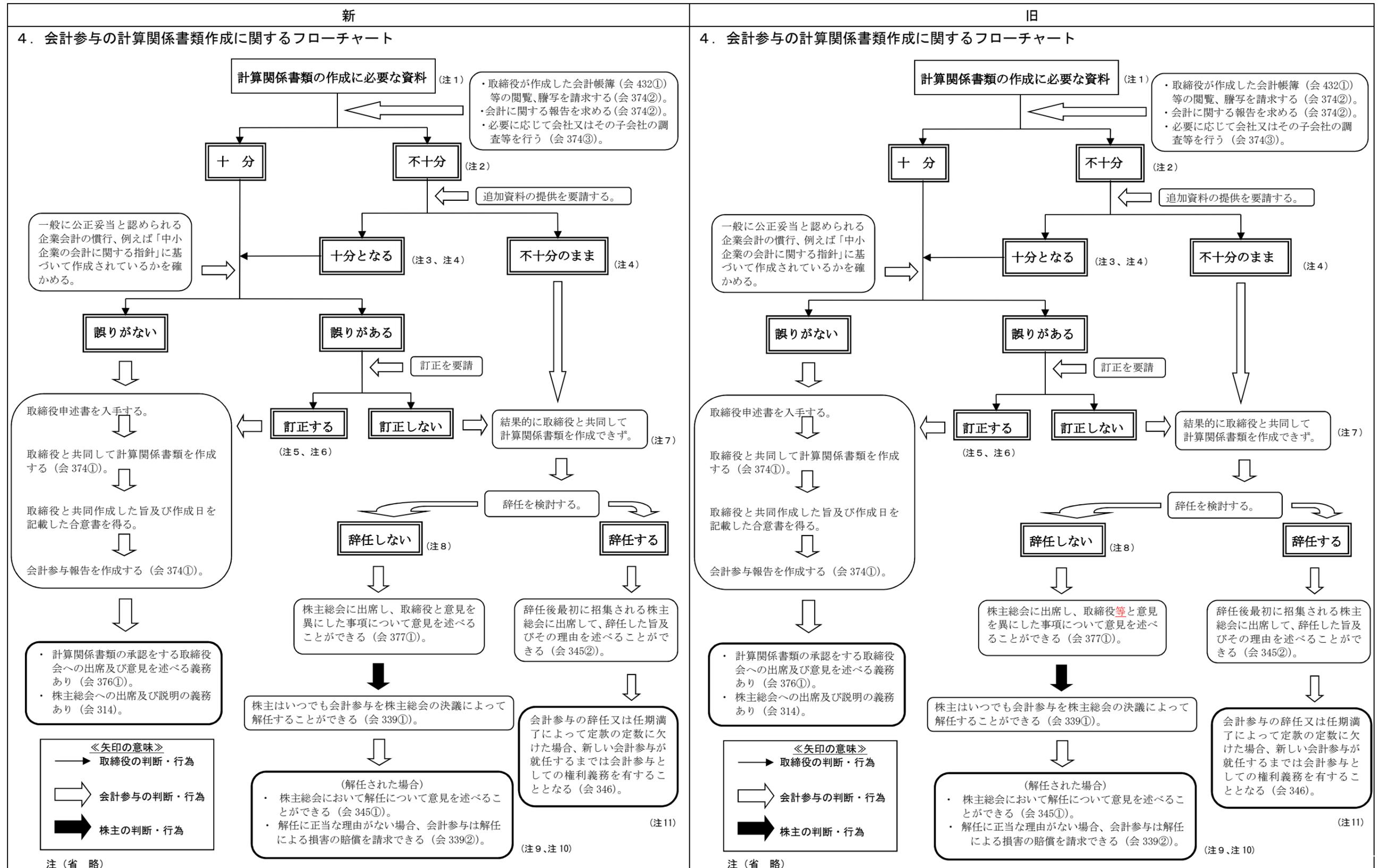
新	旧
<p>③ 会計参与を解任された場合には、計算関係書類及び会計参与報告の備置期間である5年を経過する前であっても直ちに備置き、開示義務を負わなくなる。また会計参与が任期満了又は辞任した場合は、新たに他の会計参与又は一時会計参与が就任するまでは備置き、開示義務を負うことに留意する。ただし、係争事件に備える意味で10年間は保存することが望ましい。</p> <p>(省 略)</p>	<p>③ 会計参与を解任された場合には、計算関係書類及び会計参与報告の備置期間である5年を経過する前であっても直ちに備置き、開示義務を負わなくなる。また会計参与が任期満了あるいは辞任した場合は、新たに他の会計参与又は一時会計参与が就任するまでは備置き、開示義務を負うことに留意する。ただし、係争事件に備える意味で10年間は保存することが望ましい。</p> <p>(省 略)</p>
<p>IV 参考</p> <p>1. 会計参与報告記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日 (注1)</p> <p style="text-align: center;">会計参与報告</p> <p style="text-align: center;">〇〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3. <u>重要な会計方針に関する事項</u></p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p style="padding-left: 20px;">棚卸資産：総平均法による原価法</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券：時価があるものは時価法、時価のないものは総平均法による原価法</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> </div> <p>2. 会計参与契約書</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>1. 会計参与の職務</p> <p>会計参与は、会社法第374条に基づき取締役と共同して会社法施行規則第2条第3項第11号ロに定める計算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書を作成すること。</p> <p>また、会計参与は会計参与報告を作成し、当該計算関係書類及び会計参与報告を会社とは別に備置き・開示する職務を担うこと。</p>	<p>IV 参考</p> <p>1. 会計参与報告記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日 (注1)</p> <p style="text-align: center;">会計参与報告</p> <p style="text-align: center;">〇〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3. <u>計算関係書類の作成のための基本となる事項</u></p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p style="padding-left: 20px;">棚卸資産：総平均法による原価法</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券：時価があるものは時価法、時価のないものは総平均法による原価法</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> </div> <p>2. 会計参与契約書</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>1. 会計参与の職務</p> <p>会計参与は、会社法第374条に基づき取締役と共同して会社法施行規則第2条第3項第11号ロに定める計算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書を作成すること</p> <p>また、会計参与は会計参与報告を作成し、当該計算関係書類及び会計参与報告を会社とは別に備置き・開示する職務を担うこと</p>

新	旧
<p>(省 略)</p> <p>14. 特約</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 責任の限定</p> <p><u>会計参与の会社法第423条第1項の責任</u>について、会計参与が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、円又は<u>会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額</u>のいずれか高い額をもって、<u>会計参与の会社</u>に対する損害賠償責任の限度とする。</p> <p>(削 る)</p>	<p>(省 略)</p> <p>14. 特約</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 責任の限定</p> <p><u>① 会計参与は、本契約の履行に伴い生じた会社の損害</u>について、会計参与に故意又は重大な過失があった場合を除き、万円又は<u>会計参与としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として会社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうちもっとも高い額に2を乗じて得た額</u>のいずれか高い額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とする。</p> <p><u>② 会計参与の行為が①の要件を充足するか否かについては、会社がこれを判断し、速やかに会計参与に結果を通知するものとする。</u></p>
<p>会 計 参 与 約 款</p> <p>(省 略)</p> <p>第3条 (会計参与の行動指針)</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」(最終改正 平成28年2月29日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会)に拠る。</p> <p>2. 会計参与の職務は、会社の業務内容等を質問し、取締役及び支配人その他の使用人(以下「取締役等」という。)が作成した基礎資料を閲覧し、会計帳簿残高と計算関係書類の勘定科目残高との整合性を確かめながら、共同して計算関係書類を作成することであり、取締役が提供する会計資料に基づき、その信頼の上に行われる。</p> <p>第4条 (会計参与の権限)</p> <p>会計参与は、取締役と共同して計算関係書類を作成するに当たり、以下の権限を有する。</p> <p>① いつでも、会社の会計帳簿及び資料(電磁的記録で作成されているものを含む。)の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役等に対して会計に関する報告を求めること。また、必要があるときは、子会社に対する会計に関する報告を求めること。</p> <p>② その職務を行うため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査すること。また、必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況を調査すること。</p> <p>③ 計算関係書類の作成に関する事項につき取締役と意見を異にする場合は株主総会において意見の陳述をすること。</p> <p>④ 株主総会において会計参与の選任、解任又は辞任についての意見の陳述をすること。</p>	<p>会 計 参 与 約 款</p> <p>(省 略)</p> <p>第3条 (会計参与の行動指針)</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」(最終改正 平成26年3月24日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会)に拠る。</p> <p>2. 会計参与の職務は、会社の業務内容等を質問し、取締役及び支配人その他の使用人(以下「取締役等」という。)が作成した基礎資料を閲覧し、会計帳簿残高と計算関係書類の勘定科目残高との整合性を確かめながら、共同して計算関係書類を作成することであり、取締役が提供する会計資料に基づき、その信頼の上に行われる。</p> <p>第4条 (会計参与の権限)</p> <p>会計参与は、取締役と共同して計算関係書類を作成するに当たり、以下の権限を有する。</p> <p>① いつでも、会社の会計帳簿及び資料(電磁的記録で作成されているものを含む。)の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役等に対して会計に関する報告を求めること。また、必要があるときは、子会社に対する会計に関する報告を求めること</p> <p>② その職務を行うため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査すること。また、必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況を調査すること</p> <p>③ 計算関係書類の作成に関する事項につき取締役と意見を異にする場合は株主総会において意見の陳述をすること</p> <p>④ 株主総会において会計参与の選任、解任又は辞任についての意見の陳述をすること</p>

新	旧
<p>⑤ 辞任した会計参与は、辞任後最初に招集される株主総会において辞任した旨及びその理由の陳述をすること。<u>。</u></p> <p>⑥ 株主総会において報酬等についての意見の陳述をすること。<u>。</u></p> <p>⑦ 職務の執行について必要な費用の前払等の請求をすること。<u>。</u></p> <p>2. 前項①及び②に関し、子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。<u>。</u></p>	<p>⑤ 辞任した会計参与は、辞任後最初に招集される株主総会において辞任した旨及びその理由の陳述をすること</p> <p>⑥ 株主総会において報酬等についての意見の陳述をすること</p> <p>⑦ 職務の執行について必要な費用の前払等の請求をすること</p> <p>2. 前項①及び②に関し、子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>第8条（不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実を発見したときの報告義務）</p> <p>会計参与が、取締役と共同して計算書類を作成する過程において、会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、会社の株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役会設置会社にあつては監査役会、<u>監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会</u>）に報告しなければならない。</p>	<p>第8条（不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実を発見したときの報告義務）</p> <p>会計参与が、取締役と共同して計算書類を作成する過程において、会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、会社の株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役会設置会社にあつては監査役会）に報告しなければならない。</p>
<p>第9条（守秘義務）</p> <p>会計参与は、業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用（窃用）してはならない。</p> <p>2. 会社は、前項の正当な理由に、会計参与が、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会の会則等に基づく質問又は調査に応ずる場合及び<u>訴訟、調停又は審判等において職業上</u>の利益の擁護のため必要<u>な</u>場合に基づく情報提供を含むことを了解する。</p> <p>3. 会社は、第1項の正当な理由に、会計参与が会社法及び本契約に従って閲覧・交付の請求に応じた情報提供を含むことを了解する。</p>	<p>第9条（守秘義務）</p> <p>会計参与は、業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用（窃用）してはならない。</p> <p>2. 会社は、前項の正当な理由に、会計参与が、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会の会則等に基づく質問又は調査に応ずる場合及び<u>自己</u>の利益擁護のため必要<u>やむを得ざる</u>場合に基づく情報提供を含むことを了解する。</p> <p>3. 会社は、第1項の正当な理由に、会計参与が会社法及び本契約に従って閲覧・交付の請求に応じた情報提供を含むことを了解する。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p><u>第17条（反社会的勢力の排除）</u></p> <p><u>会社及び会計参与は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約有効期間にわたって該当しないことを確約する。</u></p> <p>① <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>② <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>③ <u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>④ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p>⑤ <u>役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p>2. <u>会社及び会計参与は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。</u></p> <p>① <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>② <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>③ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p>④ <u>風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>⑤ その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>第18条（辞任の事由及び手続）  次の各号に該当する場合、会計参与は辞任することができる。</p> <p>① 就任を承諾するに先立ち、会社の概要、事業の状況、会社の組織体制等について調べた事項とそれらの事実が著しく異なると判断した場合</p> <p>② 取締役が、法令、定款、その他<u>の</u>遵守すべき規則<u>又は</u>規程を遵守せず、適切な計算関係書類等の作成に支障があると判断した場合</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p><u>③</u> 会社の役職員が会計参与の職務の遂行に誠実に対応しない場合など、会計参与の会社に対する信頼関係が著しく損なわれた場合</p> <p><u>④</u> 取締役が、計算関係書類の作成に必要な資料の追加提供を拒否し、結果として共同して計算関係書類を作成することができない場合</p> <p><u>⑤</u> 会計参与の訂正の要望に対して取締役が適切な訂正を行わず、結果として共同して計算関係書類を作成することができない場合</p> <p><u>⑥ 会社の破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあった場合</u></p> <p>2. 会計参与は、取締役会等を経てもなお取締役と共同して計算関係書類を作成できる見込みがないと判断したときは、辞任の申出をすることができる。辞任の申出は、会社に対し書面をもって行うものとする。</p> <p>3. 会社は、会計参与が辞任した場合、速やかに臨時株主総会を招集し、新たに会計参与を選任する議案を提出するか、若しくは定款を変更し会計参与を設置する旨の規定を削除するための議案を付議する。</p> <p>4. 会計参与は自らが辞任した後、一時会計参与の選任を裁判所に申し立てることができる。</p> <p><u>5. 第1項及び第2項にかかわらず、会社が第17条各項の表明又は確約に違反した場合には、会計参与は何らの催告をすることなく、辞任することができる。この場合において、当該辞任した会計参与は、相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、会計参与に辞任された会社は、かかる辞任により相手方に損害を生じさせたときは、相手方に対して全ての損害を賠償するものとする。さらに、報酬については、第20条第1項を適用する。</u></p> <p>第19条（解任の事由）  会社はいつでも株主総会の決議により会計参与を解任することができる。</p> <p><u>2. 前項にかかわらず、会計参与が第17条各項の表明又は確約に違反した場合には、会社は何らの催告をすることなく、会計参与を解任することができる。この場合において、当該会計参与を解任した会社は、相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、解任された会計参与は、かかる解任により相手方に損害を生じさせたときは、相手方に対して全ての損害を賠償するものとする。さらに、報酬については、第20条第2項を適用する。</u></p> <p>第20条（辞任・解任時の報酬の取扱い）  会社の責めに基づき会計参与が辞任をする場合において、会社は、会計参与職務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、会計参与職務着手後においては契約した報酬の全額を会計参与に支払う。<u>なお、会社はこの場合、契約書本文に定められた支払の時期にかかわらず、会計参与が請求した報酬の全額を直ちに支払うものとする。</u></p>	<p>第17条（辞任の事由及び手続）  次の各号に該当する場合、会計参与は辞任することができる。</p> <p>① 就任を承諾するに先立ち、会社の概要、事業の状況、会社の組織体制等について調べた事項とそれらの事実が著しく異なると判断した場合</p> <p>② 取締役が、法令、定款、その他遵守すべき規則<u>及び</u>規程を遵守せず、適切な計算関係書類等の作成に支障があると判断した場合</p> <p><u>③ 会社の株主、役員及び利害関係者等に反社会的な団体若しくは個人が存在することが判明したとき</u></p> <p><u>④</u> 会社の役職員が会計参与の職務の遂行に誠実に対応しない場合など、会計参与の会社に対する信頼関係が著しく損なわれた場合</p> <p><u>⑤</u> 取締役が、計算関係書類の作成に必要な資料の追加提供を拒否し、結果として共同して計算関係書類を作成することができない場合</p> <p><u>⑥</u> 会計参与の訂正の要望に対して取締役が適切な訂正を行わず、結果として共同して計算関係書類を作成することができない場合</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2. 会計参与は、取締役会等を経てもなお取締役と共同して計算関係書類を作成できる見込みがないと判断したときは、辞任の申出をすることができる。辞任の申出は、会社に対し書面をもって行うものとする。</p> <p>3. 会社は、会計参与が辞任した場合、速やかに臨時株主総会を招集し、新たに会計参与を選任する議案を提出するか、若しくは定款を変更し会計参与を設置する旨の規定を削除するための議案を付議する。</p> <p>4. 会計参与は自らが辞任した後、一時会計参与の選任を裁判所に申し立てることができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第18条（解任の事由）  会社はいつでも株主総会の決議により会計参与を解任することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第19条（辞任・解任時の報酬の取扱い）  会社の責めに基づき会計参与が辞任をする場合において、会社は、会計参与職務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、会計参与職務着手後においては契約した報酬の全額を会計参与に支払う。</p>

新	旧
<p>第21条（本契約終了後も存続する事項）</p> <p><u>本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第9条、第14条第10項、第18条、第19条、第20条、第22条及び第23条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。</u></p> <p>（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>（新 設）</p> <p>（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;"><b>会計参与契約書及び会計参与約款のひな型の解説</b></p> <p>1. 本契約書及び約款の前提</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(3) 会社の機関が<u>指名委員会等</u>設置会社の場合</p> <p><u>指名委員会等</u>設置会社の場合には<u>取締役の記載</u>を執行役に変更するなど適宜記載内容を修正する必要がある。なお、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合の報告の宛先は、約款において株主（<u>監査役設置会社</u>にあつては<u>監査役、監査役会設置会社</u>にあつては<u>監査役会、監査等委員会設置会社</u>にあつては<u>監査等委員会</u>）としているが、<u>指名委員会等</u>設置会社にあつては<u>監査委員会</u>に記載内容を修正する必要があることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>7. 責任の限定</p> <p>会計参与は、就任に当たって定款に責任限定の定めがあるか否か及びその内容を確認することとされている。その結果、会社が会社法第427条第1項に定める契約を会計参与と締結することができる旨の定めが定款にあり、会計参与と会社が同項に定める契約を締結することに同意した場合には、そのまま効力を有することになる。しかし、定款に定めがない場合には会計参与の責任を限定する契約を締結しただけではその効力はなく、約款第22条に示すように株主総会に付議し、定款変更決議をしてもらうことになる。この場合の定款の記載例としては、次のようなものが考えられる。また、責任限定の契約については契約書記載例を確認されたい。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>会計参与契約書及び会計参与約款のひな型の解説</b></p> <p>1. 本契約書及び約款の前提</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(3) 会社の機関が委員会設置会社の場合</p> <p><u>会社の機関設計は多様であるため、本契約では上記のように取締役会が設置されていることを前提としている。そのため、委員会設置会社の場合には執行役に変更するなど適宜記載内容を修正する必要がある。なお、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合の報告の宛先は、約款において株主としているが、<u>監査役設置会社</u>にあつては<u>監査役、監査役会設置会社</u>にあつては<u>監査役会</u>、委員会設置会社にあつては<u>監査委員会</u>に、記載内容を修正する必要があることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>7. 責任の限定</p> <p>会計参与は、就任に当たって定款に責任限定の定めがあるか否か及びその内容を確認することとされている。その結果、会社が会社法第427条第1項に定める契約を会計参与と締結することができる旨の定めが定款にあり、会計参与と会社が同項に定める契約を締結することに同意した場合には、そのまま効力を有することになる。しかし、定款に定めがない場合には会計参与の責任を限定する契約を締結しただけではその効力はなく、約款第20条に示すように株主総会に付議し、定款変更決議をもらうことになる。この場合の定款の記載例としては、次のようなものが考えられる。また、責任限定の契約については契約書記載例を確認されたい。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>



新						旧							
5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表						5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表							
(1) 処理方法 (Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク (✓) を書き込んで使用する。)						(1) 処理方法 (Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク (✓) を書き込んで使用する。)							
番号	項目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘要	番号	項目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘要
			Yes	No	該当なし					Yes	No	該当なし	
(省 略)						(省 略)							
<b>固定資産</b>						<b>固定資産</b>							
7-1	(減価償却)	定率法、定額法又はその他の方法に従い、毎期継続して、耐用年数にわたり規則正しく減価償却を行っているか。  法人税法の規定により減価償却を行う場合、償却限度額をもって償却額としているか (償却限度額未満の計上は認められないので留意する。)					7-1	(減価償却)	定率法、定額法又はその他の方法に従い、毎期継続して、耐用年数にわたり規則正しく減価償却を行っているか。  法人税法の規定により減価償却を行う場合、償却限度額をもって償却額としているか (償却限度額未満の計上は認められないので留意する。)				
7-2	<u>(耐用年数の変更)</u>	<u>資産の陳腐化その他一定の事由により使用可能期間が従来の耐用年数に比して著しく短くなった場合は、未経過使用可能期間 (使用可能期間のうちいまだ経過していない期間) にわたり減価償却を行っているか。</u>						(新 設)					
7-3	(特別償却)	租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除き、その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより、繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上しているか。					7-2	(特別償却)	租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除き、その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより、繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上しているか。				
7-4	(圧縮記帳)	固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上し、その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を圧縮積立金として計上しているか。  減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩しているか。  なお、次に掲げる資産は固定資産の取得価額から直接減額する方式による圧縮記帳をすることができる。 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 取用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産					7-3	(圧縮記帳)	固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上し、その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を圧縮積立金として計上しているか。  減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩しているか。  なお、次に掲げる資産は固定資産の取得価額から直接減額する方式による圧縮記帳をすることができる。 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 取用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産				
7-5	(固定資産の減損)	<u>固定資産について予測することができない減損が生じたとき又は減損損失を認識すべきときは、相当の減額を行っているか。</u> <u>減損損失の認識及びその額の算定に当たっては、固定資産としての機能を有していても次の1、2のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には、減損処理をしているか。</u> 1 将来使用の見込みが客観的にないこと (資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。) 2 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと					7-4	(固定資産の減損)	次の1、2のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落しているものは、減損処理をしているか。 1 <u>固定資産としての機能を有していても</u> 将来使用の見込みが客観的にないこと (資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。) 2 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと				
7-6	(ソフトウェアの償却)	社内利用のソフトウェア (その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合) や市場販売目的のソフトウェアの制作費 (研究開発費に該当する部分を除く。) は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。 ただし、法人税法の定める償却方法を採用することができる。					7-5	(ソフトウェアの償却)	社内利用のソフトウェア (その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合) や市場販売目的のソフトウェアの制作費 (研究開発費に該当する部分を除く。) は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。 ただし、法人税法の定める償却方法を採用することができる。				

新					旧						
7-7	(販売・使用見込のないソフトウェア)	販売、使用見込みがなくなったものは、未償却残高を一時に費用処理しているか。				7-6	(販売使用見込のないソフトウェア)	販売、使用見込みがなくなったものは、未償却残高を一時に費用処理しているか。			
7-8	(ゴルフ会員権の減損)	ゴルフ会員権について、重要性が <u>高い</u> 場合で次のいずれかに該当する場合は減損処理をしているか。 1 時価があるものについて、時価が著しく下落 2 時価のないものについて、発行会社の財政状態が著しく悪化				7-7	(ゴルフ会員権の減損)	ゴルフ会員権について、重要性が <u>大きい</u> 場合で次のいずれかに該当する場合は減損処理をしているか。 1 時価があるものについて、時価が著しく下落 2 時価のないものについて、発行会社の財政状態が著しく悪化			
7-9	(預託保証金の減損)	固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上し、その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を圧縮積立金として計上しているか。  減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩しているか。				7-8	(預託保証金の減損)	固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上し、その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を圧縮積立金として計上しているか。  減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩しているか。			
(省 略)					(省 略)						
退職給付債務・退職給付引当金					退職給付債務・退職給付引当金						
11-1	(確定給付制度の場合)	就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している場合、次のいずれかの方法により退職給付引当金を計上しているか。 1 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務として、退職給付引当金を計上する(簡便法)。 2 <u>退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。</u> 退職給付債務に未認識 <u>数理計算上の差異</u> 及び未認識 <u>過去勤務費用</u> を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する(原則法)。				11-1	(確定給付 <u>型退職給付</u> 制度の場合)	就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している場合、次のいずれかの方法により退職給付引当金を計上しているか。 1 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務として、退職給付引当金を計上する(簡便法)。 2 退職 <u>時</u> に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を <u>一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異</u> を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する(原則法)。			
11-2	(退職金規定がなく支払合意もない場合)	退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、退職給付引当金を計上しているか。				11-2	(退職金規定がなく支払合意もない場合)	退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、退職給付引当金を計上しているか。			
11-3	(適用時差異特則)	「中小企業の会計に関する指針」に基づき、退職給付引当金を新たに計上した場合の適用時差異については、次のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。 1 10年以内の一定の年数 2 従業員の平均残存勤務年数				11-3	(適用時差異特則)	「中小企業の会計に関する指針」に基づき、退職給付引当金を新たに計上した場合の適用時差異については、次のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。 1 10年以内の一定の年数 2 従業員の平均残存勤務年数			
11-4	(適用時差異の注記)	特則による場合には未償却の適用時差異の金額を注記しているか。				11-4	(適用時差異の注記)	特則による場合には未償却の適用時差異の金額を注記しているか。			
11-5	( <u>確定拠出制度(中小企業退職金共済制度等)</u> )	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度の <u>ように拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度</u> を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。				11-5	(中小企業退職金共済制度等)	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。			
(省 略)					(省 略)						
税効果会計					税効果会計						
13-1	(税効果会)	一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がある				13-1	(税効果会)	一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がある			

新							旧								
13-2	計)	場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しているか。 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金については、一時差異と同様に取り扱っているか。 ただし、一時差異に重要性がない場合は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。					13-2	計)	場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しているか。 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金については、一時差異と同様に取り扱っているか。 ただし、一時差異の金額に重要性がない場合は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。						
13-3		繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できる金額を計上しているか。					13-3		繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できる金額を計上しているか。						
(省 略)							(省 略)								
(2) 計算書類に関する表示							(2) 計算書類に関する表示								
番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘 要	番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘 要
				Yes	No	該当なし						Yes	No	該当なし	
18-1	(金額の表示単位)	計算書類に係る事項の金額は、1円単位、1,000円単位又は100万円単位をもって表示しているか。	規 57					18-1	(金額の表示単位)	計算書類に係る事項の金額は、1円単位、1000円単位又は100万円単位をもって表示しているか。	規 57				
(省 略)							(省 略)								
有形固定資産							有形固定資産								
19-8	(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)	(省 略) 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 ① 当該各有形固定資産の金額（有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。 ② 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示しているか。 ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができる。 ③ 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。	規 80					19-8	(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)	(省 略) 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 ① 当該各有形固定資産の金額（有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。 ② 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示しているか。 ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができる。 ③ 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示しているか。	規 80				
(省 略)							(省 略)								
損益計算書							損益計算書								
20-8	( 税 等 )	(省 略) 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示して	規 93					20-8	( 税 等 )	(省 略) 次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示している	規 93				

新						旧					
		<p>いるか。</p> <p>1 当該事業年度に係る法人税等</p> <p>2 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される1に掲げる法人税等の調整額をいう。）</p> <p>法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。</p> <p>ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、当該事業年度に係る法人税等の金額に含めて表示することができる。</p> <p>(省 略)</p>									
(省 略)						(省 略)					
注 記 表						注 記 表					
22-1	(区 分)	<p>注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <p>1 継続企業の前提に関する注記</p> <p>2 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>3 会計方針の変更に関する注記</p> <p>4 表示方法の変更に関する注記</p> <p>5 会計上の見積りの変更に関する注記</p> <p>6 誤謬の訂正に関する注記</p> <p>7 貸借対照表に関する注記</p> <p>8 損益計算書に関する注記</p> <p>9 株主資本等変動計算書に関する注記</p> <p>10 税効果会計に関する注記</p> <p>11 リースにより使用する固定資産に関する注記</p> <p>12 金融商品に関する注記</p> <p>13 賃貸等不動産に関する注記</p> <p>14 関連当事者との取引に関する注記</p> <p>15 1株当たり情報に関する注記</p> <p>16 重要な後発事象に関する注記</p> <p>17 その他の注記</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は1、5、7、8、10から16までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、1、5に掲げる項目を表示しないことができる。</p> <p><a href="#">6は、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。</a></p> <p>(省 略)</p>	規 98								
最低限必要な注記事項						最低限必要な注記事項					
22-6	(誤謬の訂正に関する注記)	<p>(省 略)</p> <p>誤謬の訂正をした場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>1 誤謬の内容</p>	規 102の5			22-6	(誤謬の訂正に関する注記)	<p>(省 略)</p> <p>誤謬の訂正に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>1 誤謬の内容</p>	規 102の5		

新					旧									
22-7	(株主資本等変動計算書に関する注記)	<p>2 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p> <p>次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 当該事業年度の末日における発行済株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数)</p> <p>2 当該事業年度の末日における自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数)</p> <p>3 当該事業年度中に行った剰余金の配当(当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。)に関する次に掲げる事項その他の事項</p> <p>(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額</p> <p>(2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額(当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額</p> <p>4 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)</p>	規 105											
	(省 略)													
任意注記事項 (会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))は22-10から22-20までに掲げる項目を表示しないことができる。会計監査人設置会社以外の公開会社は22-10及び22-11に掲げる項目を表示しないことができ、22-12から22-20までに掲げる項目については表示する必要がある。)					任意注記事項 (会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))は22-10から22-20までに掲げる項目を表示しないことができる。会計監査人設置会社以外の公開会社は22-10及び22-11に掲げる項目を表示しないことができ、22-12から22-20までに掲げる項目については表示する必要がある。)									
22-10	(継続企業の前提に関する注記)	<p>会社の事業年度の末日において、会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)<u>は</u>、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>2 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>3 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>4 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別</p>	規 100											
22-11	(会計上の見積りの変更に関する注記)	<p>会計上の見積りの変更に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 会計上の見積りの変更の内容</p> <p>2 会計上の見積りの変更が計算書類の項目に<u>対する</u>影響額</p> <p>3 会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p>	規 102の4											
22-12	(貸借対照表に関する注記)	<p>次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項</p> <p>① 資産が担保に供されていること</p> <p>② ①の資産の内容及びその金額</p> <p>③ 担保に係る債務の金額</p> <p>2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投</p>	規 103											
22-10	(継続企業の前提に関する注記)	<p>会社の事業年度の末日において、会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>2 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>3 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>4 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別</p>	規 100											
22-11	(会計上の見積りの変更に関する注記)	<p>会計上の見積りの変更に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</p> <p>1 会計上の見積りの変更の内容</p> <p>2 会計上の見積りの変更が計算書類の項目に<u>及ぼす</u>影響</p> <p>3 会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p>	規 102の4											
22-12	(貸借対照表に関する注記)	<p>次に掲げる事項を<u>貸借対照表</u>に注記しているか。</p> <p>1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項</p> <p>① 資産が担保に供されていること</p> <p>② ①の資産の内容及びその金額</p> <p>③ 担保に係る債務の金額</p> <p>2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投</p>	規 103											

新				旧			
22-13	(損益計算書に関する注記)	<p>資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額)</p> <p>3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額)</p> <p>4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務 (負債の部に計上したものを除く。) があるときは、当該債務の内容及び金額</p> <p>6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額</p> <p>7 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>8 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p> <p>関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記しているか。</p> <p>(省 略)</p>	規 104	22-13	(損益計算書に関する注記)	<p>資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額)</p> <p>3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額)</p> <p>4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務 (負債の部に計上したものを除く。) があるときは、当該債務の内容及び金額</p> <p>6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額</p> <p>7 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>8 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p> <p>関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を<b>損益計算書</b>に注記しているか。</p> <p>(省 略)</p>	規 104
22-18	(関連当事者との取引に関する注記)	<p>1 <b>株式</b>会社と関連当事者との間に重要な取引 (当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。) がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等であるとき</p> <p>① その名称</p> <p>② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める<b>株式</b>会社が有する議決権の数の割合</p> <p>③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるとき</p> <p>① その氏名</p> <p>② 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。</p>	規 112	22-18	(関連当事者との取引に関する注記)	<p>1 会社と関連当事者との間に重要な取引 (当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。) がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等であるとき</p> <p>① その名称</p> <p>② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合</p> <p>③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるとき</p> <p>① その氏名</p> <p>② 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りそ</p>	規 112

新				旧			
22-19	(1株当たり情報に関する注記)	<p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与及び監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(6) 当該株式会社の主要株主（自己又は他人の名義をもって当該株式会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権（①から③に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主）及びその近親者（2親等内の親族）。</p> <p>① 信託業を営む者が信託財産として所有する株式</p> <p>② 有価証券関連業（金融商品取引法第28条第8項）を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式</p> <p>③ 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p> <p>(8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者</p> <p>(9) (6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(10) 従業員のための企業年金（当該株式会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</p> <p>1株当たり情報に関する注記として、次に掲げる額を注記しているか。</p> <p>1 1株当たりの純資産額</p> <p>2 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額</p> <p>3 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を算定したときは、その旨</p>	規 113	22-19	( <del>1</del> 株当たり情報に関する注記)	<p>の他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与及び監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(6) 当該株式会社の主要株主（自己又は他人の名義をもって会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権（①から③に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主）及びその近親者（2親等内の親族）。</p> <p>① 信託業を営む者が信託財産として所有する株式</p> <p>② 有価証券関連業（金融商品取引法第28条第8項）を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式</p> <p>③ 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p> <p>(8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者</p> <p>(9) (6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(10) 従業員のための企業年金（当該株式会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</p> <p><del>1</del>株当たり情報に関する注記として、次に掲げる額を注記しているか。</p> <p>1 <del>1</del>株当たりの純資産額</p> <p>2 <del>1</del>株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額</p> <p>3 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して<del>1</del>株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を算定したときは、その旨</p>	規 113

新					旧														
22-20	(重要な後発事象に関する注記)	重要な後発事象に関する注記として、 <a href="#">当該株式</a> 会社の事業年度の末日後、 <a href="#">当該株式</a> 会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合、当該事象を注記しているか。	規 114							22-20	(重要な後発事象に関する注記)	重要な後発事象に関する注記として、会社の事業年度の末日後、会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合、当該事象を注記しているか。	規 114						
以 上										以 上									